

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

小川町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

#### 三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

平成五年埼玉県告示第千六百三十一号、平成九年埼玉県告示第千五百九十六号、平成十四年埼玉県告示第三百五十二号、平成十七年埼玉県告示第七百三十五号及び平成二十三年埼玉県告示第四百六号の事業地に小川町大字大塚字鶴巻、字久保田及び字蟹沢、大字飯田字蟹沢字里ノ面並びに大字腰越字小瀬田、字南早道、字清水及び字北早道を加え、小川町大字小川字日向山、大字大塚字杉木、字下耕地、字中耕地、字御門及び字的場、大字角山字恩田ケ戸並びに大字腰越字金井において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし